

2023年6月1日

株式会社 TWOSTONE&Sons
代表取締役 CEO 河端 保志

株式会社 Digital Arrow Partners
代表取締役 CEO 河端 保志

新設分割に係る事後備置書類

(新設分割会社：会社法第 811 条第 1 項第号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

(新設分割設立会社：会社法第 815 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

株式会社 TWOSTONE&Sons（以下「新設分割会社」といいます。なお、2023 年 6 月 1 日付の商号変更前の商号は株式会社 Branding Engineer となります。）は、2022 年 10 月 28 日付新設分割計画書に基づき、2023 年 6 月 1 日をもって、新設分割会社のマーケティングプラットフォームサービス事業に関して有する権利義務の全部を、新たに設立する株式会社 Digital Arrow Partners（以下「新設分割設立会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。新設分割会社が、会社法第 811 条第 1 項第 1 号、第 815 条第 3 項第 2 号および会社法施行規則第 209 条の定めるところにより、開示すべき事項は以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 209 条第 1 号）

2023 年 6 月 1 日

2. 会社法第 805 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 2 号）

会社法第 805 条の 2 の規定に定める請求を行った株主はいませんでした。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 209 条第 3 号）

(1) 反対株主の株式買取請求手続

会社法第 806 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2022 年 12 月 5 日に株主に対し電子公告を行ったところ、会社法第 806 条の規定による請求を行った株主はいませんでした。

(2) 新株予約権買取請求手続

本件新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施していません。

(3) 債権者異議手続

新設分割会社は、本件新設分割により新設分割設立会社に承継される債務すべてについて重疊的債務引受をしておりますので、会社法第 810 条第 1 項第 2 号による債権者異議手続は実施していません。

4. 本件新設分割により新設分割設立会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 209 条第 4 号）

新設分割設立会社は、2023 年 6 月 1 日をもって、新設分割計画書に記載された新設分割会社が営むマーケティングプラットフォームサービス事業に関する権利義務を承継いたしました。なお、新設分割会社が承継した資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産額 98 百万円（概算値）

承継負債額 71 百万円（概算値）

5. その他本件新設分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 209 条第 5 号）

該当する事項はありません。

以上